

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年12月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500339号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500205号

第1 結論

請求者のA社における平成18年7月14日の標準賞与額を62万8,000円、平成18年12月15日の標準賞与額を65万円、平成19年7月11日の標準賞与額を70万円、平成19年12月12日の標準賞与額を70万円、平成21年12月18日の標準賞与額を20万円、平成24年7月20日の標準賞与額を40万円、平成24年12月14日の標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当し保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されているが、平成18年7月14日は標準賞与額62万8,000円、平成18年12月15日は標準賞与額65万円、平成19年7月11日及び同年12月12日は標準賞与額70万円、平成21年12月18日は標準賞与額20万円、平成24年7月20日は標準賞与額40万円、平成24年12月14日は標準賞与額45万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年7月11日
④ 平成19年12月12日
⑤ 平成21年12月18日
⑥ 平成24年7月20日
⑦ 平成24年12月14日

請求期間①から⑦までについて、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)

になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求期間①から⑦までの標準賞与額は、当該期間の保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成27年8月に届出されており、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されているところ、A社から提出された当該期間に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び②は65万円、請求期間③及び④は70万円、請求期間⑤は20万円、請求期間⑥は40万円、請求期間⑦は45万円の賞与を支給され、請求期間①は62万8,000円、請求期間②は65万円、請求期間③及び④は70万円、請求期間⑤は20万円、請求期間⑥は40万円、請求期間⑦は45万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は62万8,000円、請求期間②は65万円、請求期間③及び④は70万円、請求期間⑤は20万円、請求期間⑥は40万円、請求期間⑦は45万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までの請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500299号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500203号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和42年6月16日から昭和43年11月5日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、昭和42年6月16日から昭和43年11月5日までの期間については加入記録がない旨の回答を受けた。当時はA社を退職して、間をあけることなく別会社だが社名が同じB社に入社し勤務した。退職日までは覚えていないが、どちらかの会社で働いており、給料から厚生年金保険料が事業主により控除されていたので、請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、A社において昭和42年6月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、昭和43年11月5日にB社において資格取得しているところ、請求者は、請求期間について、A社又はB社に勤務していたため、どちらかの会社において厚生年金保険の被保険者資格があるとして訂正請求している。

しかしながら、A社は、商業登記簿謄本によると平成24年10月*日に解散し、事業主も死亡している上、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、請求者の請求期間の勤務について回答が得られないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

一方、B社において請求者と同じ昭和43年11月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に照会したところ、請求者の方が先に勤務していたと回答している同僚がいることから、期間は特定できないものの、請求者が、請求期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったの

は昭和 43 年 11 月 5 日であり、請求期間において同社が適用事業所であったことは確認できない。

また、B社は平成 16 年 4 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、請求期間の事業主は連絡先が不明であり、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500280号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500204号

第1 結論

昭和46年10月4日から昭和48年7月21日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

昭和48年9月11日から同年12月21日までの期間について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

昭和50年2月1日から同年6月17日までの期間及び昭和50年10月18日から平成元年1月21日までの期間について、請求者のD社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求者の厚生年金保険の標準賞与額については、請求期間が総報酬制導入前の期間であることから見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和46年10月4日から昭和48年7月21日まで
② 昭和48年9月11日から同年12月21日まで
③ 昭和50年2月1日から同年6月17日まで
④ 昭和50年10月18日から平成元年1月21日まで

厚生年金保険の被保険者期間について、給与額が標準報酬月額と相違している。また、賞与の記録がないので年金額に反映するように記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、実際の給与額が厚生年金保険の標準報酬月額と相違しているとして見直し請求している。

しかしながら、請求者は、請求期間①に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を保管しておらず、A社も当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないと回答している。

また、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額は、遡って見直されるなどの形跡もない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、実際の給与額が厚生年金保険の標準報酬月額と相違しているとして訂正請求している。

しかしながら、C社が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、B社の事業主が社会保険事務所（当時）に届出した標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、請求者は、請求期間②に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を保管しておらず、C社も当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③及び④について、請求者は、請求期間④のうちの一部の期間に係る普通預金の通帳を提出し、実際の給与額が厚生年金保険の標準報酬月額と相違しているとして訂正請求している。

しかしながら、請求者から提出された請求期間④のうちの一部の期間に係る普通預金の通帳によれば、D社の給与の振込が確認できるものの、請求者は、請求期間③及び④に係る給与明細書等を保管しておらず、同社も当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、請求者の請求期間③及び④に係る厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額は、遡って訂正されるなどの形跡もない。

このほか、請求者の請求期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間①、②、③及び④について、請求者は、賞与の記録が漏れていると主張しているが、標準賞与額を算定の上、年金額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成15年4月からであり、請求期間①、②、③及び④は、いずれも総報酬制導入前であることから、当該期間に支給された賞与は保険給付の計算の基礎とはならない。